平成29年度第6回五島市農業委員会総会会議議事録

- 1. 開催日時 平成29年8月25日(金) 午後2時00分から午後3時10分
- 2. 開催場所 五島市役所3階大会議室
- 3. 出席農業委員(18名)

2番 出口 幸博 3番 山崎 早苗 4番 平田 光昭 5番 荒木 富男 6番 今里 誠一 7番 中村 耕二 8番 山本 実雄 9番 古里 善秀 10番 山下 富雄 11番 谷川 基晴 12番 奈留 敏弘 13番 角田 隆章 14番 上村 孝幸 15番 岩田 弘孝 16番 尾崎 初雄 17番 林 賢市 18番 寺坂 誠一 19番 山田 勝久

- 4. 欠席委員(1名) 1番 南 忠明
- 5. 議事録署名人

3番 山崎 早苗 13番 角田 隆章

6. ⊟ 稈

> 議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第 26 号 農地法第4条・5条の規定による許可申請に係る意見について

議案第 27 号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用

集積計画の決定について

議案第28号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第の規定に基づく

農用地利用配分計画(案)に対する意見について

議案第 29 号 農地利用状況調査に係る非農地の判断について

7. 報告 協議事項

新ながさき農業バックアップ大作戦の各対策班報告について 会議等報告・予定について 非農地証明書交付願につい 五島市農業委員会委員互助会規約の一部改正について 五島市農業委員会委員積立規約の一部改正について その他

□事務局長

それでは、本日の平成29年度第6回五島市農業委員会総会の開催に当たり、南忠明委員より、欠席の旨、通告がありましたのでご報告いたします。出席委員は19名中18名で、五島市農業委員会総会会議規則第9条に規定する出席者数を満たしていることをご報告申し上げます。

〇議長

皆さん、こんにちは。出席委員は定足数に達しました。これより、平成29年度第6回五島市農業委員会総会を開会いたします。

始めに、五島市農業委員会総会会議規則第6条の規定により、議席の指定を行います。 これより、議席番号と氏名を読み上げます。

1番 南 忠明委員、2番 出口幸博委員、3番 山﨑早苗委員、4番 平田光昭委員、

5番 荒木富男委員、6番 今里誠一委員、7番 中村耕二委員、8番 山本実雄委員、

9番 古里善秀委員、10番 山下富雄委員、11番 谷川基晴委員、12番 奈留敏弘委員

13番 角田隆章委員、14番 上村孝幸委員、15番 岩田弘孝委員、16番 尾崎初雄委員、

17番 林 賢市委員、18番 寺坂誠一委員、19番 山田勝久。

以上のとおり、議席指定いたします。なお、この議席は特別な理由がある場合を除き、 本日より3年間の任期中の議席といたします。

それでは、議案第25号農地法第3条の規定による許可申請について1番を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

1ページと2ページをご覧ください。議案説明の前に農地法第3条の規定による許可申請に関する参照条文を要約してご説明いたします。

耕作目的で、農地を売買又は貸借する場合には、一定の要件を満たし、農業委員会の許可を受ける必要があります。権利移動に係る許可要件ですが、第2項の全部効率利用要件、 農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などにより判断いたします。

続いて、議案の説明をいたします。3ページをご覧ください。

議案第25号1番、土地の所在地、〇〇町、田、他田4筆、畑2筆、7筆合計6,733㎡。 譲受人、〇〇町、〇〇〇〇、会社員兼農業。譲渡人、〇〇町、〇〇〇〇、無職。譲受理由、 父から当該地を譲り受けて営農を継続する。譲渡理由、高齢により耕作できないので長男 へ譲り渡す。その他詳細につきましては、議案記載のとおりとなっております。

次に、8月16日〇〇地区協議会において、現地調査などを行っておりますので、その結果をご報告いたします。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

〇議長

では、質疑を行います。質疑はございませんか。

一質疑応答:なし一

〇議長

では採決いたします。議案第25号の1番を許可することにご賛成の方は挙手願います。 —替成委員は挙手—

〇議長

出席委員の過半数に達しています。よって、1番は許可されました。

次に、議案第 26 号農地法第 4 条・第 5 条の規定による許可申請に係る意見について 1 番から 5 番を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

それでは、6ページをご覧ください。議案第26号の1番をご説明いたします。所在、〇〇町、畑250㎡、〇〇町、畑0.05㎡、合計250.05㎡、第3種農地。譲受人、〇〇町、〇〇〇。譲渡人、長崎市、〇〇〇。転用目的:住宅用地。申請地は、〇〇から北へ約200mに位置し都市計画区域内の第一種住居専用地域内にあり、第3種農地であります。次に配置図についてご説明いたします。申請地は現状のまま利用し、周辺土地とはブロックを設置しているため土砂等の流失や崩壊の恐れはなく、近傍農地とは建物を平屋建てにすることにより、日照、通風等に影響はなく、営農に支障は及びません。また、雨水排水は水路放流し、汚水・生活雑排水については、合併浄化槽で処理し道路側溝に排出する計画となっております。

次に、7ページをご覧ください。議案第26号の2番をご説明いたします。所在、〇〇町、畑328㎡、第2種農地。申請人、〇〇町、〇〇〇〇。転用目的、住宅用地。本案は、非農地化の原因が人為的なものであり、かつ、20年以上引き続き非農地である農地に該当し、原状回復は困難で、また、当該違反案件が周辺農地の営農に支障を与えることはなく簡易手続き相当の違反案件の基準に該当するため、追認許可相当と判断されます。申請地は、〇〇から東へ約560mに位置し農業振興地域内の農用地区域外にあります。本案は、市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地となっております。次に配置図についてご説明いたします。申請地は、現状のまま使用し、境界に沿ってブロックを設置していますので土砂等の流失の恐れはなく、既に建物は現存し、近傍農地の日照、通風、耕作等に影響を及ぼしたことはありません。また、雨水排水は敷地内で自然流下とし、生活雑排水は、合併浄化槽で処理し道路側溝に放流する計画となっております。

次に、8 ページをご覧ください。議案第 26 号の 3 番をご説明いたします。所在、〇〇町、畑 17 ㎡、〇〇町、畑 109 ㎡、〇〇町、畑 109 ㎡、〇〇町、畑 25 ㎡、合計 260 ㎡。第 2 種農地。借受人、長崎市、〇〇〇〇。貸出人:長崎市、〇〇〇〇。転用目的:放送設備用地。申請地は、〇〇から北へ約 300mに位置し、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区

域内にあります。次に配置図についてご説明いたします。申請地は、現状のまま利用し、 受信アンテナ設置部と送信所は、地盤が強固に固められ、また、伝送路部分は、ケーブル を埋没し、現状と同様に埋め戻すため土砂等の流出の恐れはありません。隣接する土地に は耕作している農地は無く、受信アンテナによる通風・日照等に影響を及ぼす恐れはない と思われます。また、雨水排水は敷地内で自然流下とし、汚水・生活雑排水については発 生いたしません。本案は、農地の広がりが、概ね 10ha 未満の農地で市街地化が見込まれる 区域内にある農地で第2種農地となっております。

次に、9ページをご覧ください。議案第26号の4番をご説明いたします。所在、〇〇町、畑1325㎡、農用地区域内の農地。譲受人、〇〇町、〇〇〇。譲渡人、〇〇町、〇〇〇。転用目的:農業用施設用地。申請地は、〇〇から北西に約200mに位置し、農業振興地域内の農用地区域内にあります。次に配置図についてご説明いたします。申請地は、現状のまま利用し、隣接地との間に緩衝地を設けることにより、土砂等の流出の恐れはなく、申請地の周囲に耕作している農地は無く、営農及び日照等に影響はないと思われます。雨水排水は水路放流とし、生活雑排水は発生いたしません。また、糞尿等はオガコに吸着させ堆肥として使用する計画となっております。本案は、農地区分が農用地区域内の農地となっておりますが、農業振興地域整備計画において指定された用途に供するために行われるものについては、例外的に許可をすることができるとなっており、平成29年7月28日に用途が農業用施設用地に軽微な変更をされております。

最後に、10ページをご覧ください。議案第 26 号の 5 番をご説明いたします。所在、〇〇町、畑 1,175 ㎡、〇〇町、畑 106 ㎡、合計 1,281 ㎡、農用地区域内の農地。申請人、〇〇町、〇〇〇〇。転用目的:農業用施設用地。申請地は、〇〇に位置し、農業振興地域内の農用地区域内にあります。次に、配置図について、ご説明いたします。申請地は、最高 2.4mと最低 1.6mの盛土を行う。盛土工事に伴い法面保護し、施設部分のみ整地するために土砂等流失や崩壊の恐れはなく、施設設置場所を被害の恐れのない場所を選定し設置するため日照・通風・耕作等に影響はないと思われます。また、申請地と隣接する原野の一部を事業併用地として設置する計画となっております。雨水排水は水路を通し設置予定の調整池に集水し道路側溝へ排水する計画となっております。生活雑排水の発生はありません。本案は、農地区分が農用地区域内の農地となっておりますが、農業振興地域整備計画において指定された用途に供するために行われるものについては、例外的に許可をすることができるとなっており、平成 29 年 7 月 28 日に用途が農業用施設用地に軽微な変更をされております。以上説明を終わります。

〇議長

次に、議案第26号の1番から5番に対する地区協議会会長の報告を求めます。質疑は地 区協議会会長報告のあとに行います。それでは、議案第26号の1番から3番に対する〇〇 地区協議会会長の報告を求めます。

〇〇〇地区協議会長代理

○○地区協議会の予備審議結果を報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第 26 号の 1 番から 3 番について、当協議会は去る 8 月 16 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

始めに、議案第26号の1番、所在、〇〇町、外1筆。転用者、〇〇〇〇。転用目的、住 宅用地

次に、議案第26号の2番、所在、〇〇町。転用者、〇〇〇〇。転用目的、住宅用地。 最後に、議案第26号の3番、所在、〇〇町、外3筆。転用者、〇〇〇〇。転用目的、放送設備用地。

以上3件について、議案第26号の1番の申請地は、都市計画区域内の第一種住居専用地域に用途設定された第3種農地である。2番と3番の申請地は、概ね10ヘクタール未満の規模の農地で市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地である。周辺の農地等に影響は無く、住宅用地及び放送設備用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められ、農地法第4条・第5条の農地転用許可基準により許可相当とすべきものと決しました。以上で〇〇地区協議会の報告を終ります。

〇議長

○○地区協議会会長代理の報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。

―質疑応答:なし―

○議長

次に、議案第26号の4番に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

〇〇〇地区協議会会長

○○地区協議会の予備審議結果を報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第26号の4番について、当協議会は去る8月16日、 現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第26号の4番、所在、〇〇町。転用者、〇〇〇〇。転用目的、農業用施設用地。本案について、申請地は、農用地区域内の農地で、農用地利用計画に定められた農業用施設用地である。周辺の農地等に影響は無く、農業用施設用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められ、農地法第4条及び第5条の農地転用許可基準により許可相当とすべきものと決しました。以上で〇〇地区協議会の報告を終ります。

〇議長

○○地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。

〇谷川委員

○○さんと○○は親戚か何かになりますか。贈与となっていますが。

□事務局

この件に関しましては、売買による取引ではないと担当者から説明を受けております。

〇議長

他にありませんか。では、次に、議案第26号の5番に対する〇〇地区協議会会長の報告 を求めます。

〇〇〇地区協議会会長

○○地区協議会の予備審議結果を報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第26号の5番について、当協議会は去る8月17日、 現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第26号の5番、所在、町、外1筆。転用者、〇〇〇〇。転用目的、農業用施設用地。本案について、申請地は、農用地区域内の農地で、農用地利用計画に定められた農業用施設用地である。周辺の農地等に影響は無く、農業用施設用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められ、農地法第4条及び第5条の農地転用許可基準により許可相当とすべきものと決しました。以上で〇〇地区協議会の報告を終ります。

〇議長

○○地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。

―質疑応答:なし―

〇議長

質疑を終わります。採決は一括して行います。

議案第26号の1番から5番に対する地区協議会会長報告は、許可相当であります。地区協議会会長報告のとおり、許可相当とすることにご異議ございませんか。

―「異議なし」の発言あり―

〇議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号の1番外4件は許可相当と決しました。

次に、議案第27号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。それでは、利用権設定の1番から11番4、所有権移転の12番から14番までを審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

それでは議案第27号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを説明いたします。

議案の説明の前に利用権の設定等を受ける者の要件等についてご説明いたします。

農業経営基盤強化促進法における利用権設定等促進事業とは、農地を効率的に利用するため、地域の認定農業者や担い手に対し、農地の貸付け等を行う事業であり、設定等を受

ける者は、農用地のすべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること等の要件 を満たす必要がございます。13 ページをご覧ください。本日ご審議いただく農用地利用集 積計画ですが、利用権設定につきましては、田51 筆、畑53 筆の計104 筆で面積が146,070.3 ㎡、所有権移転につきましては、田2筆、畑6筆で面積が18.540 ㎡となっております。

それでは、議案についてご説明いたします。14ページをご覧ください。

(議案第 27 号利用権設定の 1 番から 11 番 4、所有権移転の 12 番から 14 番を朗読) 以上につきましては、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想 第 4 の 1 の (1) の ① の 各要件を満たしていると考えます。以上です。

〇議長

では、質疑を行います。質疑はございませんか。

―質疑応答:なし―

〇議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第 27 号利用権設定の 1 番から 11 番 4、所有権移転の 12 番から 14 番は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

―「異議なし」の発言あり―

〇議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第27号利用権設定の1番外43件、所有権移転の12番外2件は原案のとおり可決されました。次に、議案第28号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づく農用地利用配分計画(案)に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

今回議案としておりますのは、先程可決いただきました、議案第27号5番各号の利用権設定に係る配分計画であります。

それでは、議案についてご説明いたします。24ページをご覧ください。

(議案第28号農地利用配分計画の1番から7番を朗読)

以上の配分計画案につきましては、適当であると考えます。以上です。

〇議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

―質疑応答:なし―

〇議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第28号農用地利用配分計画に対する意見について 1番から7番については、適当であるとの意見であります。原案のとおり、適当であると の意見とすることにご異議ございませんか。

―「異議なし」の発言あり―

〇議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第28号農用地利用配分計画に対する意見についての1番外6件については、適当であるとの意見に決しました。

次に、議案第29号農地利用状況調査に係る非農地の判断についてを議題といたします。 事務局の説明を求めます。

□事務局

28 ページ、29 ページをご覧ください。今月行われました各地区協議会において対象地の現況確認と農地、非農地の判断を行っていただきました結果を掲載しております。今回非農地と判断されたものは、田8筆、畑17筆で、合計面積は17,555㎡となっております。4月からの累計は、田22筆、畑120筆、樹園地3筆で合計面積は145,285㎡となっております。以上です。

〇議長

では、質疑を行います。質疑はございませんか。

―質疑応答:なし―

〇議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第29号農地利用状況調査に係る非農地の判断については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

―「異議なし」の発言あり―

〇議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第29号農地利用状況調査に係る非農地の判断については、原案のとおり可決されました。

議題は以上で終了いたしました。続きまして、報告・協議事項に移ります。始めに、新ながさき農業バックアップ大作戦の各対策班の報告を行います。

□事務局 会議等報告・予定他について

- 1. 新ながさき農業バックアップ大作戦の各対策班報告について
- 2. 会議等報告・予定について
- 3. 非農地証明書交付願について
- 4. 五島市農業委員会委員互助会規約の一部改正について
- 5. 五島市農業委員会委員積立規約の一部改正について
- 6. その他

〇議長

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。これをもちまして、平成 29 年度第 6 回五 島市農業委員会総会を閉会いたします。どうも、お疲れさまでした。